

令和6年度第10回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和7年1月16日

場所 十和田市役所本館3階庁議室

令和6年度第10回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室
2. 開 会 日 時 令和7年1月16日(木) 午後2時00分
3. 閉 会 日 時 令和7年1月16日(木) 午後2時26分

4. 出席農業委員(19名)

1番	脊戸潤子	2番	沢井清治
3番	小笠原松寿	4番	沢目勝弘
5番	米田拓実	6番	中野雄一郎
7番	芋田一弘	8番	立崎和寿
9番	山田利昭	10番	稲田優憲
11番	奥山博	12番	小田正喜
13番	外山康仁	14番	竹浦寿広
15番	野崎さち子	16番	杉山秀明
17番	力石堅太郎	18番	山崎誠一
19番	箕輪展忠		

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(12名)

十和田湖地区	白山雄治郎	十和田湖地区	中屋敷光男
三本木地区	米内山義治	三本木地区	山端敏行
四和地区	工藤優美子	四和地区	古谷朝直
切田地区	若沢弘幸	切田地区	田中稔
大深内地区	斗沢信一	大深内地区	大平靖四郎
伝法寺地区	小笠原一成	藤坂地区	市崎貴之

## 7. 会議に付した案件

- 報告第38号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第39号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 報告第40号 農地の転用事実に関する照会について
- 議案第46号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
- 議案第47号 特定農地貸付けに関する農業委員会の承認について
- 議案第48号 不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明（農業経営）について
- 議案第49号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第50号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

## 8. 議事録署名委員

15番 野崎 さち子

2番 沢井 清治

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	櫻田 修一郎	事務局次長	中村 淳一
事務局農地係長	吉田 武範	事務局振興係長	苫米地 慶
事務局推進監	高橋 克彦	事務局主査	戸舘 奈津美

## 10. 書 記

事務局主査 戸舘 奈津美

議 長（箕輪展忠）出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和7年1月9日に告示招集いたしました、令和6年度第10回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。15番 野崎 さち子 委員、2番 沢井 清治 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠）会議書記には、戸舘 奈津美 主査を、参与には、事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたします。

議 長（箕輪展忠）次に報告第38号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）1ページをお願いします。報告第38号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。今回は農地法によるもののみで、2ページから3ページまでの合計10件、27筆、46,272平方メートルです。今後の意向については、55番のうち、下平168と高清水1338-1は機構で借り入れ、高清水1339-1は別人に貸借、56番、57番は別人に貸借、58番は別人と機構で貸借予定、59番は未定、60番は別人へ売買、61番、62番は自ら耕作、63番が別人と貸借予定、64番は別人と農作業受委託締結の予定となっております。また、60番は3条の所有権移転、63番は3条の賃借権設定の議案が提出されております。機構の解約案件はございません。以上です。

議 長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(なしの声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第38号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第39号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）4ページをお願いします。報告第39号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、5ページから14ページです。今回は、合計25件、172筆、390,941平方メートルです。取得事由は、すべて相続によるものです。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。今回、あっせんの希望はありません。なお、現況が宅地、山林など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(なしの声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第39号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第40号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）15ページをお願いします。報告第40号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。16ページです。今回の照会は、合計2件、3筆、1,574平方メートルで、現地調査は、令和7年1月9日に実施し、法務局への回答は、1月10日に行っております。31番は、下川目生活改善センターから南東に100メートルの地点です。照会地は、平成25年建築の倉庫の敷地となっています。倉庫建築前から雑木が繁茂し長期間農地としての利用がされておらず、現在まで農地としての利用が困難な状態が続いていることを事務局で確認しております。税務課の土地課税台帳上でも現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。32番は、陸奥沢田郵便局から南西に約100メートルの地点です。照会地は、昭和57年建築の住宅の敷地及び庭となっています。農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(なしの声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第40号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、小田班長、稲田委員、奥山委員の3名です。1月9日に現地調査を行っております。

議長（箕輪展忠）次に議案第46号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）17ページをお願いします。議案第46号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、18ページから24ページです。ここで、23ページ、24ページの地役権設定の件について説明いたします。本件は、東北電力が後日実施予定の立石発電所の改修工事に先立ち、現在、農地の地下に設置済みの発電用地下導水路について、地役権の設定を行うものです。この地下導水路は、当初、発電所建設時に地権者から口頭承諾等を得て設置していたものですが、改修工事の費用に充てるための国の電気料金の買取制度の活用にあたり、口頭承諾ではなく地権者に対し改めて書面による契約が必要とされたため、地役権の設定登記を目的として農地法第3条の許可申請が出されているものです。地役権の設定については、通常の貸借や所有権移転の3条申請と異なり、農地法第3条第2項各号の要件を満たさなくてもよく、農地法事務処理基準第3の2の（1）の許可要件を満たす必要があります。本件は、この事務処理基準に定める当該農地や周辺農地へ影響を及ぼすおそれがないこと、地役権設定に対し地権者の同意を得ていると認められることから、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告をお願いします。12番小田 正喜 委員をお願いします。

報告委員（小田正喜）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転9件、賃借権の設定9件、使用貸借による権利の設定2件、地役権の設定5件の合計25件です。所有権の移転は、いずれも売買によるものです。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、労力不足によるものです。地役権の設定は、農地の地下に水力発電に使用するための導水路についてのものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等、並びに農地法関係事務処理基準第3の2（1）の規定に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）小田委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第47号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）25ページをお願いします。議案第47号、特定農地貸付けに関する農業委員会の承認について。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、別表のとおり十和田市長から申請があったので承認を求める件です。内容は、26ページです。十和田市長から申請のあった農地は、別表の3筆です。十和田市が農地を借上げ、市民農園として開設するためのものです。東地区と西地区に1箇所ずつの計2箇所に開設します。それぞれ40区画で、1区画約50平方メートルとし、市内在住の農業を営んでいない方に、無料で貸し出すものです。開設場所は、昨年度と同じ場所で、地図に示しておりますとおり、東地区は、スーパーヤマヨから東に約300メートルの地点、西地区は、カケモ西金崎店から東に約200メートルの地点です。農業委員会において、承認にあたり留意すべき要件としては、貸付規程が定められているか、周辺の農地の利用に支障を及ぼす恐れがないか、妥当な規模か、利用者の募集及び選考方法が公平かつ適正か、また、適正かつ円滑に利用される体制が確保されているかなどとなっております。貸付規程は27ページにお示ししたとおりに、定められております。その他の事項については、担当課である農林畜産課に確認し、要件は全て満たしていると判断されます。なお、承認にあたっては、例年と同様、市民農園利用者に対し、近隣居住者の迷惑となるような行動、例えば、水をもらいに行かない、トイレを借りない、迷惑駐車をしない等が挙げられますが、これらの迷惑行為がないよう配慮することを要望意見として付すことといたします。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に議案第48号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）28ページをお願いします。議案第48号、不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明（農業経営）について。別紙の農地等の受贈者について、地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることを証明することの承認を求める件です。内容は、29ページです。今回は、不動産取得税のみ4件で、特例農地の合計は、194,189平方メートルです。農地の生前一括贈与を受けたときの税の徴収猶予については、3年ごとに県税事務所が対象者に対し、手続きの通知をいたします。手続きにあたっては、過去3年間、農業経営が継続していることの証明が必要なことから、依頼があった場合は、証明書を交付します。対象となる特例農地が農地利用されていることについては、農地台帳及び現地確認により確認いたしております。以上です。

議 長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に議案第49号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）30ページをお願いします。議案第49号、十和田市農用地利

用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、31ページから32ページです。今回は、合計5件、5筆、18,747平方メートルです。以上です。

議 長（箕輪展忠）農用地利用調整会議の結果について報告願います。大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員 願います。

報告委員（大平靖四郎）35番と39番の調整内容を報告します。35番は10月23日午前10時、39番は12月25日午前10時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）大平推進委員、ご苦労さまでした。次に、切田地区 若沢 弘幸 農地利用最適化推進委員 願います。

報告委員（若沢弘幸）36番の調整内容を報告します。12月11日午後1時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）若沢推進委員、ご苦労さまでした。次に、大深内地区 斗沢 信一 農地利用最適化推進委員 願います。

報告委員（斗沢信一）37番の調整内容を報告します。12月11日午後2時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）斗沢推進委員、ご苦労さまでした。次に、東部地区 山端 潤一 農地利用最適化推進委員 欠席のため、事務局に代読させます。

農地係長（吉田武範）代わりまして事務局から、38番の農用地利用調整会議の結果について報告いたします。12月25日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方の合意を受けたことから、調整調書が農業委員会へ提出されております。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第50号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）33ページをお願いします。議案第50号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。内容は、34ページです。今回の変更区分は、除外で、合計3件、4筆、5,034平方メートルです。3番は、北野総合集落センターから南西へ約550メートルの地点です。変更理由は、既存の重機駐車場及び資材置き場の隣接地に、さらに重機駐車場及び資材置き場を拡張整備するものです。農地区分は、第一種農地ですが、2分の1拡張で不許可の例外に該当し、計画地の選定および土地利用計画からも事業計画は適当であるため、整備計画の変更は妥当であると判断されます。4番は、清瀬集会所から北東へ約350メートルの地点です。変更理由について、当該地は、整備計画の変更申し出を行わずに昭和49年頃に木材製材所、平成30年ごろに物置小屋の建築を行っており、今回始末書付きで是正手続きを行うものです。農地区分は、その他の二種農地で、土地利用計画からも事業計画は適当であるため、整備計画の変更は妥当であると判断されます。5番は、稲吉集会所から東へ約850メートルの地点です。変更理由について、既存の自動車整備工場敷地の隣接地に、さらに車両置き場の敷地を拡張整備するものです。農地区分は、第一種農地ですが、2分の1拡張で不許可の例外に該当し、計画地の選定および土地利用計画からも事業計画は適当であるため、整備計画の変更は妥当であると判断されます。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年度第10回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時26分 —————